

出会いと人とのつながり..... 1	シリーズ2 ワールド事例研究 プラント事故事例 その7..... 5
<欧州>アスベスト訴訟の現状..... 2	わいせつ 輪〜るど..... 5
お客様紹介広場 [昭和瀝青工業株式会社]..... 4	新入社員紹介..... 5
シリーズ1 リスク・マネジメントと企業経営 その60..... 4	駐在員便り 最近の米国自動車保険事情..... 6

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧・復興と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

出会いと人とのつながり

Umbrellaをご愛読いただいている皆さま、このたびは私的なこととは重々承知の上で、「出会いと人とのつながり」について書かせていただきます。

私は卒業後、コンピュータのシステム会社で働いていました。当時もいろいろな企業と出会い、そしてその会社の社長、ご担当者、その方の上司・部下の方々と出会いました、社内の上司・部下ともたくさん出会いました。

ワールドインシュアランスエージェンシー(株)[当時: ワールド保険代行(株)]に出会ったのは、もうかれこれ25年も前のことです。ある方を介して当社と出会ったのです。そして当社と出会ってから数カ月後、システム会社の営業担当としてお付き合いしコンピュータシステムを販売し始めたのです。それから7年が経過したころ、当時の役員から誘われたのをきっかけに、システム会社を退職しワールド保険代行(株)に入社したのでした。

入社後17年が経過しました。ここでもたくさんの企業と出会い、多くの社長、ご担当者、その方の上司・部下の方々と出会いました。中でも入社当時に出会ったH社の部長、H社の専務、A社の社長はとても印象的でタイプは皆さま違うものの共通しているのは、仕事に関してはとても厳しいのですが、いったん仕事が終わると自分の部下のごとく私をかわいがってくれたものです。また、人として男気があるところ、筋が通っているところも共通していました。

入社7年が経過したころ、私に東京転勤の辞令が発令されたのを境にH社の部長、H社の専務、A社の社長とも少しずつお話をする機会が減ってしまったのです。

東京でもたくさんの企業、多くの社長、ご担当者、その方の上司・部下の方々と出会いました。8年間の東京での仕事を終え、私は一昨年の7月に大阪に帰ってまいりました。

その間、H社の部長は退職され、ご自宅でゆっくりされています。H社の専務はご勇退後、ある社長からの誘いで、現在従業員5~6人のまだまだ小さなNPO法人の仕事を無給でされています。A社の社長はというと、業界自体が大変厳しい状況に直面し、業界の仕事量も私が出会ったころの3分の1に激減したことで、他社は倒産・廃

業・吸収合併されていきましたがA社の社長は今も当時のまま堅実に企業経営をされています。

先月(本年2月)末、10年ぶりにA社に伺い社長にお会いする機会がありました。会社の扉を開けお互いに目が合った瞬間、私は当時と全く同じななぜか心地よい気持ちになってしまったのです。A社の社長もきっとそうだと思います。なぜなら、扉を開けてから「失礼します」と扉を閉めるまで、お互いの10年間で4時間もの間、話し続けたのです。

話の終盤で私はとても驚いた「出会い」に遭遇してしまいました。

A社の社長の息子さん(当時私が担当していたころは小学生で野球少年でした)が元H社の専務が勤めるNPO法人の社員として勤めていることがわかったのです。

そのNPO法人のことを私がよく知っていたことに、私よりさらに驚いたのはA社の社長のほうでした。

私は今でも近くに立ち寄ったときなど、そのNPO法人の元H社の専務に会いに行きコーヒーを飲みながらたわいのない話をしたりします。その横で仕事をしていた青年がA社の社長の息子さんだったのでした。

私の知らないところで元H社の専務とA社の社長(息子さんを介してですが)がつながっていたのです。もともとA社の社長を紹介してくれたのはH社の部長です。

入社当時に出会った素晴らしい13人が私の中で17年もの年月を経て新たにつながった瞬間でした。そこに私が関わったことが私にとっての大きな財産となりました。

この17年後の出会いと人とのつながりが改めて人間力を磨く決意をするきっかけとさせてくれました。

ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社(大阪)
代表取締役社長 前田 敏博

< 欧州 > アスベスト訴訟の現状

東京海上日動火災保険株式会社

アスベストは、断熱材・防火材・防音材などとして、また、機械等の摩擦防止用に大量に使用された時期がありました。アスベストの繊維は肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫等の原因といわれ、人的な被害のほか、製造・販売会社や保険会社を倒産に追い込むなどの社会的な悲劇をもたらしていますが、潜伏期間が長いため現時点でも被害の全容が判明しておらず、また、その被害や影響は今後も続く見込みです。

米国においては、連邦地方裁判所に2008年度に提訴された製造物責任訴訟53,102件のうち、アスベスト訴訟は33,780件と6割以上を占めています¹。日本においては、アスベストに起因した訴訟のほとんどが労働災害訴訟として提起されています²。

米国および国内の状況については上述のとおりですが、本稿では、欧州におけるアスベスト被害者救済制度の概要およびアスベスト訴訟の動向について解説します。また、国別のアスベスト訴訟の状況について、近年大きな変化があったフランスを中心にをご紹介します。

欧州におけるアスベスト被害者補償制度の概要とアスベスト訴訟の動向

アスベスト被害者救済制度の概要

アスベスト被害者に対する補償制度は、欧州各国で異なっています。たとえば、イギリス、オランダ、フランス、ベルギーには、日本の『石綿被害者救済制度』のように、労災補償では対象とならない被害者(環境ばく露³や自営業者など)を対象に含めた救済制度(制度の概要については、表1参照)が存在しますが、イタリアやドイツには、このような救済制度が存在しません。また、救済制度が存在する場合でも、救済対象とする疾病を限定している国とそうでない国が存在します。

アスベスト訴訟の動向

欧州におけるアスベスト訴訟の動向のポイントとして、次のような点が挙げられます。

- ▶アスベスト関連訴訟のピークは、5年～10年後に到来すると考えられており、今後も訴訟は増える見込みである。また、賠償金総額は約800億ユーロ(約10兆円)に達すると見込まれている。
- ▶訴訟件数は、公的な救済制度の有無およびその内容による影響が強いと考えられる。たとえば、イギリスにおいては訴訟による解決が主となっているが、フランスでは補償が行われた案件のうち訴訟によるものは1割程度である。フランスでは、公的救済制度(アスベスト被害者補償基金)が欧州内の他国より5～6年も前に創設されていることおよび救済対象者を限定していない点等が影響しているものと考えられる⁴。

表1 訴訟以外の主なアスベスト被害者補償制度

国	労災補償の有無	労災補償の対象外である被害者を対象に含む救済制度				
		制度の有無	救済制度の名称	開始年	救済対象者	労災補償制度との関係
(参考) 日本	有	有	石綿健康被害救済制度	2006	中皮腫および肺がん患者 労災補償制度等で補償されない被害者を対象とする。	労災補償制度の対象者は対象外。
イギリス	有	有	中皮腫患者補償制度 2008 Diffuse Mesothelioma Scheme	2008	中皮腫患者 労災補償制度で補償されない被害者を対象とする。 死亡時から1年以内の請求期限がある。	労災補償制度の対象者は対象外。
イタリア	有	無	-	-	-	-
オランダ	有 ⁵	有	非職業関連中皮腫被害者向け補償制度(TNS) Tegemoetkoming Niet-loondienstgerelateerde Slachtoffers van mesotheliom	2007	中皮腫患者 中皮腫患者向けの労災補償制度(5参照)で補償されない被害者を対象とする。	中皮腫患者向けの労災補償制度(脚注5参照)の対象者は対象外。
ドイツ	有	無	-	-	-	-
フランス	有	有	アスベスト被害者補償基金(FIVA) Fonds d'Indemnisation des Victimes de l'Amiante	2002	すべてのアスベスト被害者 労災補償制度で補償されない被害者や、 労災給付を却下された被害者なども対象とする。	労災補償制度による給付とFIVAによる給付内容に重複がある部分は給付されない。
ベルギー	有	有	石綿被害者補償基金(AFA) Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante	2007	中皮腫および石綿肺の患者(肺がん患者は対象外) 労災補償制度で補償されない被害者も対象とする。	中皮腫患者は、労災補償制度による給付金に加え、AFAによる補償金も満額受給される。 石綿肺患者は、身体不能率に応じて、AFAによる補償金が減額される。

出典:平成18、19、20年度 独立行政法人環境再生保全機構請負業務報告書「主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査報告書」

1 "Judicial Business of the United States Courts 2008" Table S-10
(<http://www.uscourts.gov/judbus2008/contents.cfm>)

2 平成21年10月1日現在係争中の事案の合計:12件(原告総数260人、請求総額92億7,007万円)
出典:法務省HP(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/SHOMU/SOSHOUJOHO/soshouyoho4.html>)

3 アスベスト鉱山や工場、土壌に含まれるアスベスト、また建築物の建て替え等で出るアスベストによるばく露。被雇用者が、業務においてばく露した場合は除く。

4 出典:平成18年度 独立行政法人環境再生保全機構請負業務報告書「平成18年度主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査報告書」

5 オランダでは、アスベスト被害を専門に取り扱う制度があり、他の事故等による労災補償とは区別している。具体的には、職業ばく露による中皮腫患者向けの制度として、雇用者・被害者間の調停制度(IAS制度)と雇用者が不明または倒産した場合の公的補償制度(TAS制度)の2つがある。

フランスにおけるアスベスト訴訟の状況

フランスでは、アスベストの使用時期が欧州の他国と比べて遅れていたため、被害も遅れて出てくると考えられています。アスベストによる死亡者数のピークは2025年～2040年に到来し、約10万人の生命を奪うと予想されています。

前述のとおり、フランスには、すべてのアスベスト被害者に対して被害者の受けた被害を全額一括補償するアスベスト被害者補償特別基金(FIVA:Fonds d'Indemnisation des Victimes de l'Amiante)⁶という救済制度があります。労災保険による補償も存在しますが、給付水準が低い⁷ため、労災被害者のほとんどは、FIVAを選択する傾向にあるようです。FIVAの補償を受けると、原則として被害者は訴訟を提起することができません(ただし、FIVAが被害者を代位することで、訴訟を提起することは可能です⁸)。

アスベストに関する訴訟は社会保障事件裁判所(TASS:Tribunaux des Affaires de Sécurité Sociale)と呼ばれる特別法廷で争われます。この法廷では、従業員が直接雇用者を訴えることができます。最近の傾向として、FIVAによって支払われる補償金が、雇用者に対する訴訟によって得られる賠償金より少ないことなどから、訴訟を選択するケースが増えています。

次に、フランスにおけるアスベスト訴訟の最近の動向を2点ご紹介します。

「雇用者の重過失」の認定要件の緩和

フランスの労働安全法の規定上、「雇用者の重過失」に起因する事故の被害者となった従業員は、身体的苦痛または精神的損害等の非財産的損害や、昇進機会の喪失に関する損害等についても補償を受けることができます⁹。

「雇用者の重過失」については、「雇用者の意図的行為または怠慢の存在」、「雇用者がリスクの存在を認識していたまたは認識すべきであったこと」および「雇用者がリスク対策をとらない正当な理由が存在しないこと」の3要件を被害者が立証する必要があるとされてきました。しかし、2002年2月28日に、フランスの最高裁判所の1つである破毀院(Cour de Cassation)¹⁰が、これらの要件のうち「雇用者の意図的行為または怠慢の存在」の要件を不要とする判決を下しました。これにより、雇用者は「従業員が曝されているリスクを認識していた、または認識しているべきであった」場合および「従業員を守る必要な手段をとっていなかった」場合は、重過失があったものとみなされることとなりました。さらに「雇用者は従業員の安全を確保する義務がある」ことも規定されたため、雇用者が賠償責任を回避するためには、従業員の安全を確保するために必要な手段をとったことを証明しなければならなくなりました。

「雇用者の重過失」が認められた訴訟例を以下に挙げます。

- ▶ 2009年7月9日判決:アスベスト量がしきい値を超えていなかったとの雇用者側の主張を認めたとうえで、雇用者は従業員が曝されているリスクを認識しているべきであったとして、雇用者の責任を認めた。
- ▶ 2009年11月6日判決:アスベストに関する法令制定(1977年)以前の曝露を原因とする被害であるが、雇用者は当該曝露についてアスベストに関するリスクを認識しているべきであったとして、雇用者の責任を認めた。

刑事裁判の増大

アスベストの被害者は、過失致死傷害罪および雇用者による故意の安全義務違反などについて、刑法に基づき企業を告訴することができます。被告が法人の場合は、個人の5倍の額の罰金が科されます。また、過失の度合いによっては、司法監督下に置かれるなどの付加的な罰則が科される可能性もあります。なお、安全確保義務違反については、法人に対して75,000ユーロ(約980万円)を上限とした罰則が課されます。判決は公表されることもあり、公表された場合は企業イメージへの影響を避けられません。このような刑事裁判は多発しており、最近では企業内勤務医師やCEOが告訴されるケースも発生しています。

民間企業に対する刑事裁判の代表的例として、ボイラー関連企業が、罰則規定の上限である75,000ユーロの罰金に加え、160人の原告それぞれに10,000ユーロの支払いを命令されたケースがあります。

その他欧州各国の状況

フランスを除くその他欧州各国においては、¹¹で述べたとおり、アスベスト訴訟のピークが5年～10年後に到来すると予想されています。

また、イタリアでは、フランス同様、元雇用者に対する刑事裁判が増えています。最初の事例は、元従業員2,000人が、企業の元取締役を告訴したものでした。同様にスペインでも、雇用者の責任を追及する訴訟が増加しています。

イングランドおよびウェールズでは、2007年、貴族院において、アスベストの労働裁判では胸膜ブランク¹²を補償の対象外とすることが決定されました。ドイツでも、裁判所がアスベストによる職業性疾病の認定、つまりは補償対象者の認定に制限をかける傾向にあります。

おわりに

アスベスト訴訟の傾向は国によって異なっており、求められる訴訟対応も国によって異なります。欧州各国において企業買収や事業拡大を検討する場合には、各国のアスベスト訴訟の動向を注視し、把握しておくことが必要となるでしょう。

6 2000年12月23日に成立した社会保障財政法(Les lois de financement de la sécurité sociale)に基づいて設立。

7 休業手当、傷害手当、遺族年金等の金銭給付および傷病の治療等の現物給付

8 脚注4に同じ

9 Code de la sécurité sociale ArticleL452-3

10 フランスの最高裁判所には、破毀院と同格の機関として國務院(コンセイユ・デタ)がある。

11 壁側胸膜に生じる限局的な線維性の肥厚。アスベストの曝露を原因として生じる。低濃度曝露でも認められるが、胸部エックス線、胸部CT検査等で、石綿肺に相当する線維化の所見がある場合は、肺がん発症の危険が2倍以上であると考えられている。

参考:独立行政法人環境再生機構HP(<http://www.erca.go.jp/index.html>)

所在地	〒670-0935 兵庫県姫路市北条口四丁目26番地
設立	昭和40年2月6日
資本金	300,161千円
代表者	代表取締役社長 濱本 博司
従業員数	106名
営業内容	石油二次製品(道路舗装資材アスファルト)の製造・販売・開発・研究
ホームページ	http://www.shoreki.com/

昭和瀝青工業株式会社様は「誠意と技術で未来を拓く」を経営理念とされ、昭和40年の創業以来研究開発とユーザーとのコミュニケーションを大切に、高い技術力を背景として事業を展開されており、厚い信頼と高い評価を受けておられます。

昭和40年に兵庫県姫路市でアスファルト乳剤工場を開設以後、高品質のアスファルト製品をどんなときでも安定して供給し続けたいとの思いで、現在では乳剤工場6ヶ所、合材プラント4ヶ所、アスファルト油槽所9ヶ所、石油基地1ヶ所を有し、特に油槽所での貯蔵備蓄量は石油元売社を除くと国内トップ(約23,000t強)を誇っておられます。

また、併せて自社でアスファルト専用船を保有され、アスファルトの海外調達・海上輸送・油槽所貯蔵・自社ローリー出荷まで独自の製品供給ルートを確認、その安定供給力とノウハウは特筆すべきものがあります。日本で初めてアスファルトでの「海外建設資材品質審査証明書」を取得されたのも同社でした。



姫路(網干)工場

アスファルトといえばやはり思いつくのは道路ですが、交通状況や気温・天候などにより求められる性能がそれぞれ千差万別で、個々のニーズに応え満足していただける製品を開発することは容易ではありません。しかし、それに的確に応えられることが同社の強みであり、今後もそうありたいと日々研究開発に邁進されています。

現在では、取扱製品の性格上、また、時代の要請でもあり避けて通ることのできない「地球環境問題」にも真正面から向き合い、低炭素化舗装の開発、大手製鉄メーカーと共同で鉄鉱石の廃材を利用したアスファルト舗装の開発など積極的に取り組んでおられます。

同社のホームページの中で濱本社長は、「皆様にSHOREKIのアスファルトを好きになっていただきたいことをキーワードに挙げておられます。皆さんも、道路を歩いたりするときにはどんなアスファルトになっているか気にしてみてください。結構いろんな種類があって、興味がわくかもしれませんよ。

シリ - ス1

リスク・マネジメントと企業経営

その60

日本リスクマネジメント協会理事長 慶應義塾大学 名誉教授 前川 寛

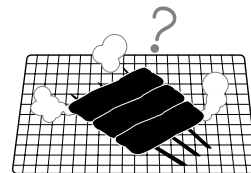
ウナギ偽装表示事件 その2

2008年6月、水産卸売会社の魚秀(大阪市)とマルハニチロホールディングス子会社の神港魚類(神戸市)が中国産ウナギかば焼きの産地を「愛知県三河一色産」に偽装していた問題で、製造業者として表示していた架空会社の所在地が実際には存在しない地名だったことが農林水産省の調べでわかった。

2008年7月、魚秀が偽装ウナギを伝票上で取引した東京都内の商社に対し、現金で決済することを要求していたことがわかった。

2008年12月11日、中国産ウナギ蒲焼の産地偽装事件で、兵庫、徳島両県警の合同捜査本部は、水産卸売会

社の魚秀と親会社の徳島魚市場(徳島市)、マルハニチロホールディングス子会社の神港魚類(神戸市)の3社を不正競争防止法違反容疑で書類送検した。



2010年8月、イトーヨーカ堂が中国から輸入した冷凍ウナギかば焼きの輸入元偽装事件で、偽装後の輸入元となった魚介類販売業「高山シーフード(東京都三鷹市)」が箱を詰め替えたウナギを少なくとも7業者に販売していた。神奈川県警は元イトーヨーカ堂社員ら6人を食品衛生法違反(偽装表示)容疑で逮捕した。

製造物責任法の解説

▶ 製品の欠陥	製造物責任法では「欠陥とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」この条文からは欠陥の具体例が明示されていないが、実務上の判断基準として、「設計上の欠陥」、「製造上の欠陥」、「警告上の欠陥」に分類する。
▶ 製造物責任法により賠償責任を負う者（責任主体）	「製造者」、「加工者」、「輸入者」、「表示製造者」のみが法律上の賠償責任を負うが、販売業者、賃貸業者、設置・修理業者、梱包・運送・倉庫業者等は責任主体から除外される。ただし、販売業者等についても、民法415条の債務不履行責任、民法570条の瑕疵担保責任、民法709条の不法行為責任に基づく損害賠償責任を負うことになる。
▶ 製造物責任法の対象物	引渡し済みの製造物の欠陥により、他人の人身障害または財物損壊が発生したときは、被害者に対する賠償責任が発生するが、当該製造物のみの損害では損害賠償の請求ができない。
▶ 製造者責任が免責される場合	当該製造物をその製造業者等が引き渡したときにおける科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと（開発危険の抗弁）。知見とは客観的な社会知識の総体を指すもので、ある特定の者だけが保有する知識ではない。また、当該物の企画、設計、製造時における知見ではなく、引渡し時点における知見レベルで欠陥を認識できなかったことが証明できれば、製造者の責任は免責される。製造物の欠陥がその部品や原料に起因している場合は、完成品メーカーと共に部品・原料メーカーも製造物責任を負う。ただし、納入先の設計または指示によって製造したもので、その製造に過失がなければ、部品原材料メーカーの製造者責任は免責される。
▶ 時効の期限	同法による損害賠償請求権はそれを知り得たときから3年間行使せず、製造物を引き渡したときから10年を経過したときは、時効によって消滅する。ただし、体内に蓄積した有害物による損害には上記の時効が適用されず、その損害（症状）が現れたときから起算される。

よく人生を『旅』にたとえたりしますが、旅好きの私は今までに14カ国を訪れ、気に入った国には何度も足を運んでいます。

リゾートでのんびりしたり、買い物を楽しんだり、大自然を満喫したり、今までいろいろ行きましたが、学生時代にバックパックを背負って中国を回ったのが私の旅の原点です。

気ままに列車を降りて滞在して、また列車に乗ってさまざまな場所へ……。まるでテレビ番組のようですが、宿のない小さな村ではいつも民家にお世話になり、親切にしてくださいました。振り返ると、若さゆえの恐いもの知らずでしたが、行く先々で良い方たちとの出会いに恵まれ、無事に旅を続けられたことは本当に



奇跡的で幸運でした。

今でも私の旅行の醍醐味は、現地の方や同じ旅行者とのふれあいで。きちんと自己防衛を忘れず犯罪に気を付けつつも、つたない英語とやまとなでこスマイル(?)で仲良くなれば、楽しい時間を過ごせます。

『袖振り合うも他生の縁』というように、旅でも仕事やプライベートでも、きっとすべての出会いは単なる偶然ではないのでしょうか。殺伐とした時代ですが、人生という『旅』のどんなささいな出会いでも、大切に受け止めていきたいものです。

ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社(東京)
仙波 智美



* 新入社員紹介

ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社(東京)



栗田 奈津子

平成23年1月に入社いたしました栗田奈津子と申します。

派遣期間を含めると、すでにワールド歴も1年半となりますが、まだまだ教わることはばかりで、毎日メモを取りながら仕事をしております。

前職は、人材紹介会社にて営業をしており、どちらかという気力・体力勝負の仕事でした。そのため、最初に派遣社員としてワールドにお世話になることが決まったときは、保険業界、そして事務職という今までとまったく異なる環境で働くことをとても不安に感じたのを覚えています。

おかげ様で今ではすっかり仕事にも慣れ、日々楽しく働かせていただいております。初心を忘れずに、少しでも皆様のお役に立てるように励んでまいりますので今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。

最近の米国自動車保険事情

自動車保険のコストが増大している。原因は治療費と修理費の上昇である。

治療費

2010年、診療費は前年比5.2%増、外来患者の病院施設利用費は11.6%増、入院費は9.8%増、薬剤費は6.1%増であった(ミリマン医療インデックス参考)。昨年に限らずこれらすべての項目が06年以降毎年7%~8%上昇している。ところで米国の自動車事故による負傷者数は年間250万人に上る。治療費の増大が自動車保険コストに大きな影響を与えることはおわかりいただけるだろう。

自動車事故に関する統計数字は次のとおりである。

- ・年間の事故件数は600万件
日本の08年の事故件数は76万6,000件
- ・事故による死者数は年間3万7,000人(1998年~2009年まで12年間の平均)
日本の08年交通事故死者数は5,000人
- ・負傷者数は毎年約250万人(死亡者数とは別に)
日本の08年負傷者数は94万5,000人
- ・2歳~14歳までの子供の死亡原因1位が自動車事故
毎年2,000人の子供が自動車事故で死亡

修理費

近年、車がハイテクになっていることから部品費と修理費が増している。車のメカニズムが複雑になったため修理に時間がかかるようになったことに加え、ハイテク車の修理技術をエンジニアに教えるための経費がかかる。修理費の上げは無理もない。保険会社も同様だ。クレーム担当者が、事故車に対し早急に適切な対応ができるように、最新仕様の車のメカニズムを教えなければならない。たとえば、ほぼ全損に近い自動車を、メーカーが指定した部品と技術で、事故前の状態に修復できるか否かを早急に判断できなければならない。全損とみなし廃棄処分にする決定を早く行うことができれば、事故車の保管費用や代替車費用を抑えることができる。また、事故後、修理費の見積額を“早く”契約者に伝えることは、最大の顧客サービスである。早ければ早いほど顧客の満足度は高くなる(J.D.パワーなどの統計)。

ハイテク車といえば、数年前からトヨタのプリウス(ハイブリッド車)が人気である。保険会社は環境保全に協力する

ドライバーは運転にも慎重であろうと善意に(!)解釈し、エコカー割引を提供した。しかし、今、ハイブリッド車を運転するのは環境に優しいドライバーに限らず、ガソリン節減を求める、年間走行距離の長いドライバーであることが明らかになった。現在、ハイブリッド車の損害率は他の乗用車よりも高いという調査結果が出されている。

事故の原因

最近の主要な事故原因は運転中のスマートフォンの利用である。運転中の電話またはメール送信による事故件数は160万件(事故件数全体の4分の1)に上る。従って半数の州が運転中のスマートフォンの使用を禁じている。カーナビゲーションや音楽の音質調整に気をとられていたための事故も増えているが、まさに、車がハイテクになったがための事故であろう。



スマートフォン使用による事故は若年層が主であるが、今後は高齢者による運転も自動車クレームコスト増大の原因になるかもしれない。ハートフォード保険会社はAARP(定年退職者協会)の会員に積極的に保険を販売しており、高齢者の自動車保険を多く引き受けている。同社は事故を減らすために定期的な運転セミナーを実施しているが、最近高齢者が運転中に迅速な判断ができるようにと脳トレーニングを開始した。この脳トレーニングを、1日20分、週3回行うことで、事故件数を半分に減らすことができるとのことだ。ハートフォード保険会社の高齢の契約者はこの脳トレーニングを受講すると、保険料50ドルが割引かれる。トレーニングの効果があるということであろう。ベビーブーム世代(1946年~64年生まれ)の7,800万人が高齢運転者になるという今、高齢者のための運転トレーニングや脳トレーニングはますます重要になるだろう。

(参考)

ミリマン医療インデックス
全国高速道路交通安全局(National Highway Traffic Safety Administration; NHTSA)
総務省統計局
ベスト・レビュー、2010年10月号

米国駐在員事務所 SGN Pacific Insurance Brokerage, Inc.
3146 Oak Road, #403
Walnut Creek, CA 94597, U.S.A.
Tel: 925-932-4088 Fax: 925-932-8602
mailto:info@sgnpacific.com
http://www.sgnpacific.com/

“ワールドインシュアランスグループ”は、生・損保代理店部門、ブローカー部門共々サービスの充実に努めてまいります。

ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社	東京	〒103-0023	東京都中央区日本橋本町1-4-12	TEL 03-3273-6541	FAX 03-3273-6588
	大阪	〒541-0045	大阪市中央区道修町3-4-11	TEL 06-6201-3121	FAX 06-6222-1967
	神戸	〒650-0024	神戸市中央区海岸通5	TEL 078-391-8710	FAX 078-331-9239
ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社	東京	〒103-0023	東京都中央区日本橋本町1-4-12	TEL 03-3273-6551	FAX 03-3273-6590
	大阪	〒541-0045	大阪市中央区道修町3-4-11	TEL 06-6222-7701	FAX 06-6222-7700
	岡山	〒700-0826	岡山市北区磨屋町10-20	TEL 086-222-2130	FAX 086-222-2195
	福岡	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4-3-3	TEL 092-292-5196	FAX 092-292-5197
ワールドインシュアランスホールディングス株式会社	東京	〒103-0023	東京都中央区日本橋本町1-4-12	TEL 03-3273-6586	FAX 03-3273-6588
	大阪	〒541-0045	大阪市中央区道修町3-4-11	TEL 06-6222-1966	FAX 06-6222-1967

2011(平成23)年4月発行 ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社 編集人 泉 能之 〒541-0045 大阪市中央区道修町3-4-11 TEL 06-6201-3121 FAX 06-6222-1967